

福祉医療制度

所得制限判定方法を一部変更します

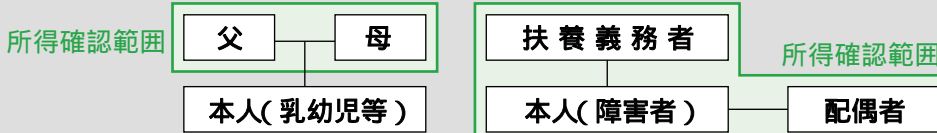


7月1日から、福祉医療（乳幼児等医療、こども医療、重度障害者医療、高齢重度障害者医療）の所得制限判定方法を、世帯（1）の市民税所得割税額（2）の合計額による判定に変更します。

(例) 乳幼児等(こども)医療の場合		(変更前)	(変更後)
例	父の税額：23万円 母の税額：0万円 合計：23万円	23万円で判定 助成対象	23万円で判定 助成対象
例	父の税額：25万円 母の税額：0万円 合計：25万円	25万円で判定 助成対象外	25万円で判定 助成対象外
例	父の税額：23万円 母の税額：20万円 合計：43万円	23万円で判定 助成対象	43万円で判定 助成対象外

- 所得制限判定を行う際の世帯とは、所得の確認対象となるすべての方をいいますので、住民票上同じ世帯の方のみを対象とするのではなく、別世帯の方も判定対象として含める場合があります。

乳幼児等(こども)医療の所得確認対象者 重度(高齢重度)障害者医療の所得確認対象者



本人の生計を維持する父母等
(父母が無収入の場合は、祖父母等扶養義務者)

本人の生計を維持する配偶者・扶養義務者

- 市民税所得割税額23万5千円未満の判定は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除の控除前の額で判定を行います。

変更の理由

現行制度では、世帯のうち市民税所得割税額が最上位の方の税額が23万5,000円未満の場合に助成対象となりますが、世帯の税額の合計額が多い世帯が認定される一方、合計額が少ない世帯が認定されないといった逆転現象が生じています。生計は通常、世帯単位で営まれることを踏まえ、こうした問題を解消し、より公平な所得制限判定を行うために、判定方法を変更するものです。

このため、これまで助成対象であった方でも、7月以降、助成対象外となる場合がありますが、ご理解をお願いします。

税額判定の緩和措置

平成22年度税制改正により、扶養控除が一部廃止されたため、平成24年度分以降の市民税所得割税額が増える世帯もありますが、福祉医療の所得判定にあたっては、この影響を生じさせないよう対応します。

問い合わせ

市民安全全部保険・医療課
(滝野庁舎) ☎48・3004

7月1日から

福祉医療費受給者証が新しくなります

平成23年中の所得を確認後、該当する受給者のみなさまには、新しい受給者証を6月末までにお送りします。

所得要件により、6月末まで受給非該当だった方で、7月以降も引き続き非該当となる場合、非該当通知はお送りしませんので、ご了承ください。

該当する受給者証

65歳以上70歳未満の老人医療費受給者証

重度障害者医療費受給者証

高齢重度障害者医療費受給者証

乳幼児等医療費受給者証(平成15年4月2日以降出生の乳児、幼児

児童が対象)

こども医療費受給者証(小学校4年生から小学校6年生の児童が対

象)

母子家庭等医療費受給者証(現況届を提出された方)

各健康保険発行の高齢受給者証(白色)をお持ちの方は、今回の

更新の対象ではありません。

問い合わせ

問い合わせ

市民安全全部保険・医療課
(滝野庁舎) ☎48・3004